

史跡小牧山整備計画専門委員会設置要綱

〔平成29年6月15日〕
〔29小教山第303号〕

(設置)

第1条 史跡小牧山の整備に関して専門的な知識を得るために、史跡小牧山整備計画専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、史跡小牧山の整備に係る基本構想、基本計画及び管理計画の策定等について専門的な立場から助言を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、城郭、考古学、史跡整備、建築、歴史的文献等の専門家のうちから、小牧市教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることがある。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、小牧山課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。